

(別紙)

アセフェート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
とうもろこし	● 0.3	0.5
大豆	● 0.3	0.5
小豆類 ¹	● 1	3.0
そら豆	●	2
らっかせい	●	0.2
その他の豆類 ²	●	1
ばれいしょ	● 0.5	1.0
やまいも (長いもをいう。)	0.5	0.5
てんさい	0.1	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	● 0.05	1.0
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	● 0.05	10
かぶ類の根	● 0.5	1.0
かぶ類の葉	● 0.5	10
西洋わさび	●	5.0
クレソン	●	5.0
はくさい	● 0.2	5.0
キャベツ	● 0.2	5.0
芽キャベツ	●	5.0
ケール	●	5.0
こまつな	● 1	5.0
きょうな	● 1	5.0
チンゲンサイ	● 1	5.0
カリフラワー	● 2	5.0
ブロッコリー	● 0.05	5.0
その他のあぶらな科野菜 ³	● 1	5.0
ごぼう	0.1	0.1
アーティチョーク	0.3	0.3
チコリ	●	6
エンダイブ	●	6
しゅんぎく	●	6
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	● 1	5.0
その他のきく科野菜 ⁴	● 0.05	0.2
たまねぎ	● 0.3	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	● 0.2	2.0
にら	●	0.5
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 ⁵	●	0.5
パセリ	●	0.5
セロリ	●	10
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ⁶	●	0.5
トマト	● 0.03	5.0

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ピーマン	● 0.05	5.0
なす	● 0.05	5.0
その他のなす科野菜 ⁷	●	5.0
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.1	5.0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	1
しろり	●	1
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜 ⁸	●	0.5
ほうれんそう	● 0.7	6
たけのこ	●	3.0
オクラ	● 3	5.0
しょうが	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	○ 5	3.0
えだまめ	0.5	0.5
マッシュルーム	●	1
しいたけ	●	1
その他のきのこ類 ⁹	●	1
その他の野菜 ¹⁰	● 0.05	3.0
みかん	●	5.0
なつみかんの果実全体	●	5.0
レモン	●	5.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	5.0
グレープフルーツ	●	5.0
ライム	●	5.0
その他のかんきつ類果実 ¹¹	●	5.0
クランベリー	0.5	0.5
ぶどう	●	5.0
かき	● 0.3	2.0
バナナ	●	1
その他の果実 ¹²	● 0.05	1.0
綿実	●	2.0
その他のナッツ類 ¹³	●	0.1
茶	● 0.2	10
サンショウの果実※		1
その他のスパイス ¹⁴	● 0.7	
その他のハーブ ¹⁵	●	5
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁶ の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	● 0.05	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	0.1
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁷	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	●	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん ¹⁸ の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
とうがらし（乾燥させたもの）	○ 50	
乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）※		0.2

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 今回基準値を設定するアセフェートとは、アセフェートのみをいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

※ サンショウの果実及び乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）に設定されているアセフェートの残留基準値については、これらの基準値を統合して「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

1. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
9. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
10. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
12. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
13. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
14. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
15. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
16. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。以下この表において同じ。
17. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。以下この表において同じ。
18. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。以下この表において同じ。

アミスルブロム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類 ¹	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
こんにやくいも	○ 0.05	
てんさい	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	30	30
はくさい	10	10
キャベツ	3	3
ケール	20	20
こまつな	15	15
きょうな	20	20
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜 ²	20	20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20	20
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
その他のゆり科野菜 ³	0.05	0.05
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜 ⁴	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
ほうれんそう	30	30
しょうが	○ 2	0.7
えだまめ	10	10
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実 ⁵	2	2
いちご	0.05	0.05
ぶどう	5	5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の果実 ⁶	1	1
その他のスパイス ⁷	15	15
その他のハーブ ⁸	20	20

○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 今回基準値を設定するアミスルプロムとは、アミスルプロムのみをいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

1. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
5. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
6. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
8. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シアゾファミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類 ¹	0.1	0.1
ばれいしょ	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	20	20
クレソン	○ 10	
はくさい	○ 15	2
キャベツ	○ 2	0.7
芽キャベツ	○ 2	
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	○ 15	10
チンゲンサイ	○ 15	3
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	1
その他のあぶらな科野菜 ²	20	20
チコリ	○ 10	
エンダイブ	○ 10	
しゅんぎく	○ 10	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
その他のきく科野菜 ³	○ 10	
たまねぎ	○ 2	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 2	
わけぎ	5	5
その他のゆり科野菜 ⁴	3	3
にんじん	0.09	0.09
みつば	10	10
トマト	2	2
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁵	○ 10	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
しろうり	0.1	0.1
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
まくわうり	0.1	0.1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のうり科野菜 ⁶	○ 10	0.1
ほうれんそう	25	25
しょうが	3	3
未成熟いんげん	○ 0.4	
えだまめ	5	5
その他の野菜 ⁷	10	10
みかん	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実 ⁸	5	5
日本なし	○ 0.5	
もも	0.3	0.3
ネクタリン	1	1
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.2	
いちご	0.7	0.7
ぶどう	10	10
パパイア	0.5	0.5
その他の果実 ⁹	1	1
ホップ	○ 15	10
その他のスパイス ¹⁰	10	10
その他のハーブ ¹¹	15	15

○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 今回基準値を設定するシアゾファミドとは、シアゾファミドのみをいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

1. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
6. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
7. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
10. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
11. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ジシクラニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	○ 0.2	0.15
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.125
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.125
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ²	0.1	0.1

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 今回基準値を設定するジシクラニルとは、ジシクラニルのみをいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。以下この表において同じ。

2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

センデュラマイシン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の筋肉	● 0.05	0.09
その他の家きん ¹ の筋肉	●	0.09
鶏の脂肪	● 0.4	0.5
その他の家きんの脂肪	●	0.5
鶏の肝臓	○ 0.6	0.5
その他の家きんの肝臓	●	0.5
鶏の腎臓	0.2	0.2
その他の家きんの腎臓	●	0.5
鶏の食用部分 ²	○ 0.6	0.03
その他の家きんの食用部分	●	0.5

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今回基準値を設定するセンデュラマイシンとは、センデュラマイシンのみをいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

1. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。以下この表において同じ。

2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。以下この表において同じ。

ビスクロピロン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	○ 0.04	
大麦	○ 0.07	
とうもろこし	0.03	0.03

○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 今回基準値を設定するビスクロピロンとは、ビスクロピロン、代謝物B【2-(2-メトキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。)をビスクロピロンに換算したもの及び代謝物K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Kに変換される代謝物を含む。)をビスクロピロンに換算したものの和をいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

ピフルブミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小豆類 ¹	0.3	0.3
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
未成熟いんげん	2	2
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実 ²	2	2
りんご	1	1
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.7	0.7
あんず (アプリコットを含む。)	3	3
すもも (プルーンを含む。)	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう (チェリーを含む。)	3	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
その他の果実 ³	1	1
茶	50	50
その他のスパイス ⁴	5	5
その他のハーブ ⁵	○ 0.2	

○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm) が適用される。

* 今回基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニド】をピフルブミドに換算したものの和をいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

1. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

3. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
5. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

メタミドホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）		0.01
小麦		0.01
大麦		0.01
ライ麦		0.01
とうもろこし	○ 0.2	0.1
そば		0.01
その他の穀類 ¹		0.01
大豆	○ 0.1	0.05
小豆類 ²	2	2
えんどう		0.01
そら豆	●	0.2
らっかせい	●	0.1
その他の豆類 ³	●	0.3
ばれいしょ	● 0.1	0.25
さといも類（やつがしらを含む。）		0.01
かんしょ		0.01
やまいも（長いもをいう。）	● 0.1	0.3
こんにゃくいも		0.01
その他のいも類 ⁴		0.01
てんさい	● 0.02	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.03	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.03	1
かぶ類の根	● 0.3	0.5
かぶ類の葉	● 0.5	5
西洋わさび	●	3
クレソン	●	0.5
はくさい	● 0.2	2
キャベツ	● 0.1	1.0
芽キャベツ	●	1.0
ケール	●	0.7
こまつな	● 0.5	0.7
きょうな	● 0.5	2
チンゲンサイ	0.5	0.5
カリフラワー	● 0.5	1.0
ブロッコリー	● 0.02	1.0
その他のあぶらな科野菜 ⁵	● 0.5	3
ごぼう	● 0.02	0.05
サルシフィー		0.01
アーティチョーク	0.2	0.2
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.1	1.0

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のきく科野菜 ⁶	● 0.1	0.5
たまねぎ	● 0.2	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.05
にんにく	● 0.1	1
にら	●	0.3
アスパラガス		0.01
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.3
にんじん		0.01
パースニップ		0.01
パセリ	●	0.3
セロリ	●	5
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.5
トマト	● 0.02	2.0
ピーマン	● 0.03	2.0
なす	● 0.02	1.0
その他のなす科野菜 ⁹	●	2.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.02	1.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.1
しろり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.5
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.5
ほうれんそう	● 0.2	0.5
たけのこ	●	2
オクラ		0.5
しょうが	○ 0.1	0.05
未成熟えんどう	●	0.5
未成熟いんげん	○ 1	0.5
えだまめ	● 0.3	0.5
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.1
その他の野菜 ¹²	● 0.03	30
みかん	●	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	●	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	1
グレープフルーツ	●	1
ライム	●	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	1
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	1.0
ネクタリン		0.01
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.1
すもも（プルーンを含む。）	●	0.3
うめ		0.01
おうとう（チェリーを含む。）		0.01
いちご		0.01
ラズベリー		0.01
ブラックベリー		0.01
ブルーベリー		0.01
クランベリー	●	0.3
ハックルベリー		0.01
その他のベリー類果実 ¹⁴		0.01
ぶどう	●	3
かき	● 0.3	1
バナナ	●	0.1
キウイ		0.01
アボカド		0.01
パイナップル		0.01
グアバ		0.01
マンゴー		0.01
パッションフルーツ		0.01
なつめやし		0.01
その他の果実 ¹⁵	0.1	0.1
ひまわりの種子		0.01
ごまの種子		0.01
べにばなの種子		0.01
綿実	○ 0.2	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ¹⁶	○ 0.1	0.01
ぎんなん		0.01
くり		0.01
ペカン		0.01
アーモンド		0.01
くるみ		0.01
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.05
茶	● 0.05	5
ホップ	●	5.0
サンショウの果実※		0.2
その他のスパイス ¹⁸	● 0.1	
その他のハーブ ¹⁹	●	0.8
牛の筋肉	0.01	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	● 0.01	0.05
豚の脂肪	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.05
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分 ²¹	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	●	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん ²² の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	● 0.01	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.05
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）※		0.1

●：規制強化品目
○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 今回基準値を設定するメタミドホスとは、アセフェート由来のメタミドホスを含めたものをいう。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

※ サンショウの果実及び乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）に設定されているメタミドホスの残留基準値については、これらの基準値を統合して「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。以下この表において同じ。
21. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。以下この表において同じ。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。以下この表において同じ。